

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西海市	旧西海町地区(西海西小集落)	令和4年3月25日	令和5年1月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	161 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	81 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	37 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

西海西小集落は、果樹の基盤整備を計画している太田和郷の集落である。主にみかんなど果樹の産地で、施設での大玉トマトの産地でもあるが、高齢化や人口減少、他業種への流出などにより担い手不足が課題となっている。また、一筆ごとの農地面積が狭く、また形状が複雑であったりするため作業効率が悪く、荒廃化の要因となっている。近年の集中豪雨などにより水路の埋没や、水稻作付の減少によりため池、堤等の維持管理が困難になってきている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在すすめている太田和郷の基盤整備計画の早期完成を目指し、関係者一同協力して推進に力を注ぐ。果樹を中心とした農業集落となる確固たる目標をもってすすめ、新たな担い手を呼びこめるような魅力ある集落を目指す。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

太田和地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、太田和地域において、農地の大区画化等の基盤整備に取り組み、機械化やスマート農業へも取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや遠隔監視等による見回り作業の省力化、捕獲体制の構築等に取り組む。

○災害対策への取組方針

干害、高温害等の被害防止のため、畑地かんがい施設(西海町土地改良区)を有効に活用する。
水路やため池、堤など水資源の維持管理が適切に行えるよう、行政や関係機関への支援を働きかける。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	20 人		28.06 ha		31.56 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。